

## 6 危険物輸送に係る標識について

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」や「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に定められた標識等を表示している場合、その標識等が労働安全衛生法に定められた標章となります。

## 7 経過措置について

新たに表示の対象となる以下のものうち平成21年4月1日において現に存するものについては、平成21年9月30日までの間は表示規定が適用されません。ただし、三酸化砒素又はこれを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物については、従前のとおり表示規定が適用されます。

- ① ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)又はこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ② 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)又はこれらをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物

## 8 表示ラベルの作成支援システムについて

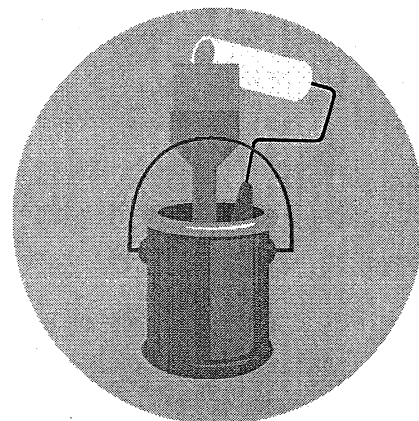
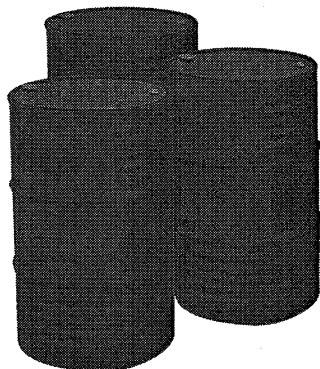
安全衛生情報センター(運営:中央労働災害防止協会)のホームページにおいて、従来ラベルに対する追加ラベルを簡単に印刷できる表示ラベルの作成支援システムを公開しておりますので御活用ください。

(<http://www.jaish.gr.jp/>)

## 9 問い合わせ先について

労働安全衛生法における化学物質等の表示・文書交付制度に関する詳細については次の窓口にお問い合わせください。

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
(電話 03-5253-1111 内線5517,5514)
- 中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター(電話 03-3452-3373)
- 各都道府県労働局安全衛生課又は労働衛生課



# 10 GHS国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係

## 1 表示

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条	改正労働安全衛生規則第33条・告示
1	注意喚起語		第2号「注意喚起語」
2	危険有害性情報(危険性情報)		第3号「安定性及び反応性」
	危険有害性情報(有害性情報)	第1号ハ「人体に及ぼす作用」	
3	注意書き	第1号ニ「貯蔵又は取扱い上の注意」	
4	絵表示	第2号「当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの」	【法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を定める告示】
5	製品特定名(製品の特定名)	第1号イ「名称」	
	製品特定名(物質の化学的特定名)	第1号ロ「成分」	
6	供給者の特定		第1号「法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号」

## 2 文書交付

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条の2	改正労働安全衛生規則第34条の2の4
1	化学物質等及び会社情報(GHSの製品特定手段)	第1号「名称」	
	化学物質等及び会社情報(供給者名の氏名、住所及び電話番号)		第1号「法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号」
2	危険有害性の要約(GHS分類、注意書きを含むGHSラベル要素、分類に関係しない他の危険有害性)		第2号「危険性又は有害性の要約」
3	組成、成分情報	第2号「成分及びその含有量」	
4	応急措置	第6号「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」	
5	火災時の措置		
6	漏出時の措置		
7	取扱い及び保管上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
8	ばく露防止及び人に対する保護措置		
9	物理的及び化学的性質	第3号「物理的及び化学的性質」	
10	安定性及び反応性		第3号「安定性及び反応性」
11	有害性情報	第4号「人体に及ぼす作用」	
12	環境影響情報		第5号「その他参考となる事項」
13	廃棄上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
14	輸送上の注意		
15	適用法令		第4号「適用される法令」
16	SDSの作成と改訂に関する情報を含むその他の情報		第5号「その他参考となる事項」